

木造住宅耐震改修補助金

建物全体の耐震改修を支援します。

補助対象住宅

- 昭和56年 5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法で建築された2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅
- 一般診断法と精密診断法の耐震結果が「3 倒壊する可能性がある」、「4 倒壊する可能性が高い」だった住宅

補助金額

上限100万円（耐震改修工事にかかる費用の5分の4以内）

木造住宅耐震部分改修補助金 *New*

2階建て建物の1階部分の耐震改修を支援します。

補助対象住宅

- 昭和56年 5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法で建築された2階建ての一戸建て住宅または併用住宅
- 一般診断法と精密診断法の耐震結果が「3 倒壊する可能性がある」、「4 倒壊する可能性が高い」だった住宅

補助金額

上限40万円（耐震改修工事に係る費用の2分の1以内）

木造住宅耐震シェルター等設置補助金 *New*

耐震シェルターの設置を支援します。

補助対象住宅

- 昭和56年 5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法で建築された2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅
- 一般診断法の耐震結果が「3 倒壊する可能性がある」、「4 倒壊する可能性が高い」だった住宅

補助金額

上限30万円（耐震シェルター設置費用の2分の1以内）

板倉町危険ブロック塀等撤去費補助 *New*

ブロック塀などの撤去を支援します。大きな地震が起これば危険なブロック塀が倒壊し、いのちの危険があるほか、緊急車両の通行を妨げてしまう可能性があります。

補助対象工事

調査の結果、危険なブロック塀などと判定された道路沿いの塀などを撤去する工事

補助金額

上限20万円（危険なブロック塀撤去費用の2分の1以内）

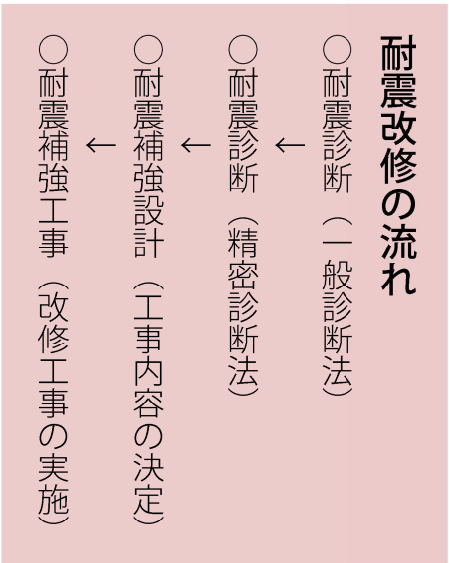


まずはご相談ください

補助金申請のための必要書類、交付条件の詳細はあらかじめ下記担当までご相談ください。

問合せ 計画管理係

☎82-6151



地震から命を守るため 耐震支援制度を拡充しました

板倉町が実施している耐震支援

耐震診断者の派遣

住宅の耐震性がどのくらいあるか診断します。

対象住宅

昭和56年 5月31日以前に着工され、在来軸組工法で建築された2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅

費用 無料

※診断士（建築士）の交通費として1,000円負担していただきます。

診断方法

診断は、診断者（建築士）が訪問し、見取り図や建物の状態を確認して耐震性を診断します（一般診断法）。

区分	1	2	3	4
評価	耐震性が十分に確保されている	耐震性が確保されている	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い

●診断結果が3・4となった住宅は、耐震改修補助金の対象となります。建築基準法改正前の昭和56年 5月31日以前に着工された住宅は、この範囲の診断となることが多い傾向にあります。

無料耐震相談会

木造住宅の耐震性や耐震診断結果についての疑問や質問にお答えします。また、住宅のリフォームなどに併せて耐震改修を検討されているかたもお気軽に相談ください。

対象住宅

昭和56年 5月31日以前に着工された木造住宅

開催予定

第1回 10月

第2回 令和8年 1月

※住宅の間取り図（手書き可）や写真などをお持ちください。

日本では東日本大震災以降も人的被害を伴う大きな地震が発生しています。特に令和6年能登半島地震は1月1日に発生しており、大地震はいつどこで起きてもおかしくない、他人事ではない、と感じられたかたも多いのではないのでしょうか。町では、木造住宅への耐震診断者派遣の実施や木造住宅耐震改修補助金制度を設けていましたが、町民のみなさまがより安全に暮らすために、令和7年度より、木造住宅の耐震などに関する補助制度を拡充したほか、危険なブロック塀の撤去に対しての補助制度を新設しました。

みなさまの大切な命を守るため、ぜひご活用ください。